

生かそう憲法  
くらしと政治に

# あおぞら

2016年1月1日 Vol.48

発行  
あおぞら法律事務所  
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号  
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498



「南京ハゼ2015」

photo 前田 豊

福岡市南区長丘にある南京ハゼは色が多彩で、私は「綾なす南京ハゼ」とよんでいます。2015年はエルニーニョ現象で紅葉も遅れましたが、南京ハゼは彩りを見せました。半逆光の斜光線にひそむ虫?のシルエットも見えています。

## あおぞら法律事務所

- 弁護士 前田 豊
- 弁護士 小宮 和彦
- 弁護士 中村 伸子
- 弁護士 井上 敦史

## なんでもベストスリー



江) プラス「鶏卵素種」(博多)。  
私の三大銘菓は  
・「鶏卵素種」(博多松屋利右衛門)  
・「山川」(松江風流堂)  
・「阿波の風」(東京とらや)  
プラス「がるかん」(鹿児島明石屋)です。



日本の三大銘菓は「越の雪」(長岡)、「長生殿」(金沢)、「山川」(松江)。

元気をくれた人ベスト3  
・SEALDs  
・大村智(ノーベル賞)  
・五郎丸歩  
もらっただけでなく与える人になりたい  
ものです!

弁護士 小宮 和彦



1位 ヒーリングタイム  
2位 呑んたら乗らんめえ  
3位 アンバーエール  
どれも飲んだことはありません(笑)ただ、商品名や紹介文から気になった福岡の地ビールベスト3でした!!

弁護士 井上 敦史



好きな色ベスト3は、  
・パープル  
・マゼンタ・ピンク  
・ターコイズ・ブルーです。

中村 伸子

気がつくと、服や小物など、この3色から選んでしまいます。

### 橋本 絵美

好きなプロ野球選手

- ①内海哲也 ②松本哲也 ③久保裕也
- 宮崎キャンプで神対応だった3人!もちろんプレーも大好きです!
- 因みに、好きな元プロ野球選手は、
- ①原辰徳 ②山本功児 ③高橋尚成
- プラス 村田兆治(マサカリ投法)です!

### 佐藤 亨恵

減らしたい3

- ①脂肪 ②浪費 ③煩惱

増やしたい3

- ①貯蓄 ②体力 ③記憶力

どれもこれも自分次第という気がします…。頑張ります…。



### 森 礼子

我が家のペットベスト3

- 1位 うるし (ドーベルマン・♂・7才)
- 2位 黒出目金 (1匹・性別不明)
- 3位 メダカ (3匹・性別不明)

みんな、手がかからず、良い子です。

旦那(40才・♂)と子(4才・♂)は手がかかりますが…。

# 集団的自衛権と「この国のかたち」

弁護士 前田 豊

15年の流行語のトップテンに、安保法制の反対運動から生まれた「アベ政治を許さない」と「SEALDs」が入ったそうです。

福岡県弁護士会も「集団的自衛権反対」「戦争反対」をかかげ、14年11月、15年6月、15年9月と市民集会・パレード（デモ行進）を行いました。しだいに600人、



安倍内閣は、閣議決定で集団的自衛権を認め、法案を国会に提出しました。憲法学者、元最高裁判官、元内閣法制局長官を始め多くの人は、立憲主義に反するという理由で反対しました。

1000人、4000人と参加者が増え道行く人の関心も高まりました。これは、「アベ政治を許さない」のプラカードを掲げたデモの一枚です。

安倍内閣は、閣議決定で集団的自衛権を認め、法案を国会に提出しました。

憲法学者、元最高裁判官、元内閣法制局長官を始め多くの人は、立憲主義に反するという理由で反対しました。

集団的自衛権は、自分の国が攻められないでも仲良くしている他国が攻められたときに一緒に戦うことを許すもの。「集団的自衛権は憲法9条2項に違反する」というのに、委員長の声も聞こえない騒動の中、強引に委員会と国会を通してしまいました。

そもそも立憲主義は

古く明治時代から言われてきたことで、明治憲法（大日本帝国憲法）も君権を制限し民権を擁護する立憲主義を採用していました。立憲君主制という言葉があるくらいです。高校の教科書「現代社会」（東京書籍）では、立憲主義を次のように書いています。

「立憲主義とは、政治はあらかじめ定められた憲法の枠のなかで行わなければならないというものである。さまざまに法のなかでも憲法は、ほかの法がつけられる際の原則や手続きなどを定める点で、法のなかの法という性格をもつ（最高法規性）。国家権力は憲法によって権限をさづけられ、国家権力の行使は憲法により制限される。憲法は、個人の尊重が目的とされ、人間的に生活を保証するものであり、政治権力がそうした目的に違反することは、憲法によって禁止される。そして、国民の権利が国家によって侵害された場合には、司法などによって法的な救済がなされることになる。」

いま、多くの人が、戦前に帰しようとするキナ臭いにおいを感じています。思い出すことがあります。

「明治憲法は立憲君主制で三権分立の憲法であったのに、どうしてあのように軍部が独走して戦争に走ることを許したのか。それが謎で、長い間苦しんできた。最近、軍部に機密文書の「統帥綱領」という文書があり、それには軍部が三権分立の外にある統帥権を行使できると書いてあったことを知って謎が解けた。これがわれわれ日本国民を苦しめた元凶であったかと思っただ。」

ここに「統帥綱領・統帥参考」は、昭和3年、同7年に書かれたもので、満州事件、満州国建国の時代に書かれ、天皇が軍隊を統帥すると



「この国のかたち」と「統帥綱領・統帥参考」

20年ほど前、弁護士会の会報に、戦前法務官をしていたある古老の先生が次のように書いていたことです。

「明治憲法は立憲君主制で三権分立の憲法であったのに、どうしてあのように軍部が独走して戦争に走ることを許したのか。それが謎で、長い間苦しんできた。最近、軍部に機密文書の「統帥綱領」という文書があり、それには軍部が三権分立の外にある統帥権を行使できると書いてあったことを知って謎が解けた。これがわれわれ日本国民を苦しめた元凶であったかと思っただ。」

ここに「統帥綱領・統帥参考」は、昭和3年、同7年に書かれたもので、満州事件、満州国建国の時代に書かれ、天皇が軍隊を統帥すると

きの考え方を表したもので。立憲主義に反する秘密の書で、一部の軍人だけが見ることができたとわれわれ、敗戦のとき焼却されたそうだが、残っていたものを昭和37年復刻したとのこと。最近、私はアマゾンで古書を買いました。

「統帥綱領・統帥参考」のことは、司馬遼太郎が「この国のかたち」(文春文庫)の中で書いています。最近になって読み返してみました。

司馬遼太郎は、昭和ヒトケタから同20年までの十数年は、長い日本史のなかでも全く異質のものであり、明治憲法が孕んだ「鬼胎(鬼っ子。両親に似ない子)」であったと言います。まるでその時代がゾンビ・怪物であったような描き方です。その鬼胎を産んだのが昭和初期の軍の参謀本部であり、参謀本部が書いた機密文書が「統帥綱領・統帥参考」と言うのです。その「統帥参考」には次のように書いてあります。

「統帥権の本質は力にしてその作用は超法的なり。従って統帥権の行使及び結果

## 相続税法の改正と遺産分割

弁護士 中村 伸子

### ☆基礎控除の引き下げ

相続税法が改正されました。主な改正点の一つが、相続税の基礎控除の引き下げです。改正前は5000万円＋法定相続人の数×1000万円円でしたが、改正後(平成27年1月1日以降に発生した相続)は3000万円＋法定相続人の数×600万円になりました。

たとえば、配偶者と子3人がいる方が亡くなられた場合で算定すると、改正前は相続



税が9000万円を超えなければ、相続税が課税されませんが、相続税が課税されることはありませんでした。改正後は5400万円を超えると課税されることになりました。

このため、改正前には、死亡者総数に対する相続税申告数の割合は4パーセント程度でしたが、今回の改正で大幅な増加が見込まれています。

民法上、遺産分割は、相続開始後いつでもできることとされ、期間制限や時効などはありません。また、不動産登記の名義変更も特に期間制限はありません。

そのため、従前、相続財産が基礎控除の額を超えていない場合(上記のとおり、改正前では95パーセント以上の場合は、直ぐには遺産分割手続きを行わない方も少なくありませんでした。

### ☆相続税の申告期限

他方、相続税の申告の期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内とされています。この期限は、遺産分割が完了していても変わりません。そして、相続税の負担割合は、遺産分割の結果に応じて(各相続人の取得した遺産に応じて)計算されます。そのため、相続税を課税される案件では、早めに遺産分割を完了させる必要が生じてきます。

改正によって、相続税の申告をしなければならない方が増加した故か、遺産相続についてご相談される方が近頃増加している印象があります。

### ☆基本的な遺産相続の流れ

#### ①亡くなった方(被相続人)が遺言を残している場合

その遺言書が有効であれば、遺言書の内容に従って相続されます(遺留分減殺請求という制度もあります)。

#### ②遺言書がない場合

遺産を誰がどのくらい取得するかは、相続人の間で決め

### ☆相続税の申告期限内に遺産分割が完了しない場合

前述のように、遺産分割が完了していても、課税義務は発生しますので、法定相続分で相続税を申告したものととして、申告します。その場合、各種特例(配偶者税額軽減特例、小規模宅地等の課税価格計算特例)の適用はできません。ただし、いずれ遺産分割ができれば、税金の還付等は受けることができるので、そのための手続き(二年内分割見込届等)をしておく必要があります。

以上いずれも、一般的な事例について基本的な流れのみを説明しております。具体的な事例については、税理士や弁護士にお尋ねください。

「超法的」とは、憲法以下のあらゆる法律とは無縁に権力を行使することができるという意味です。いわば「無法の宣言」であり、天皇による三権分立の明治憲法のもとで、天皇の統治権も参謀本部が実質行使することができるということになります。これが軍部独走を可能にした思想ということで、それは立憲主義を逸脱しています。

司馬遼太郎は昭和前期の歴史はその「統帥参考」とおりに展開したと言います。それは先にあげた古老の先生の感想と一致します。

アベ政治が産んだ安保法は立憲主義に反し、ほおっておくと、いつか来た道に戻る恐れがないとはいえません。「鬼胎」を再来させないためにも立憲主義に反する安保法はここで廃止するほかありません。